２　「連結レバレッジ比率」とは、銀行法第52条の25に掲げる基準に従い算出された比率をいう。

３　連結レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

〔外部ＴＬＡＣ比率〕

［略］

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［略］				
［項を削る。］				
［略］				
［項を削る。］				
［略］				

（記載上の注意）

［１～６　略］

第２　［略］

別紙様式第12号（第34条の24第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

銀　行　持　株　会　社　名

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会 社 名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　略］

２　「持株レバレッジ比率」とは、銀行法第52条の25に掲げる基準に従い算出された比率をいう。

３　持株レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

〔外部ＴＬＡＣ比率〕

［同左］

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
［同左］				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
［同左］				

（記載上の注意）

［１～６　同左］

第２　［同左］

別紙様式第12号（第34条の24第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

銀　行　持　株　会　社　名

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会 社 名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　同左］